[事案 29-300] 新契約無効請求

· 平成 30 年 8 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

契約時に、保険料から保険関係費用が差し引かれることについて、募集人による説明不足が あったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成28年8月に契約した外貨建個人年金保険について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)契約時、募集人から、保険料から保険関係費用が引かれること、積立基準金利は保険料から保険関係費用が引かれた後の積立金に対して適用されることについて説明がなかった。
- (2) 高金利による運用を望む意向であったにもかかわらず、募集人は、米国の長期国債利回りよりも遥かに低い利回りである本契約を契約させた。
- (3)募集人は、積立金の推移についてのシミュレーションを行わなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、保険関係費用について、商品パンフレットを用いて説明を行っている。
- (2) 募集人は、商品内容について申立人の理解を得たうえで、意向確認書や申込書の記入を依頼している。
- (3) 設計書を提示した際、申立人より「長期運用を考えており短期での解約の意思はない」旨を聞いており、積立金のシミュレーションについては申立人が説明を辞退したため、詳細説明を割愛したが、積立金の推移が記載されたページは申立人も見ている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、 和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。